

公共交通に係る共同経営スキームの検討業務 基本仕様書

1 業務名

公共交通に係る共同経営スキームの検討業務（以下「本業務」という。）

2 業務の概要

本市では、利用者目線での質の高いバスサービスと経営の安定化を目指し、“広島ならではの乗合バス事業”への再構築を図るため、官民連携の組織である「（一社）バス協調・共創プラットフォームひろしま（以下「PF」という。）」において、路線再編等の取組を進めている。

PFが路線再編を円滑に進めるためには、運賃プールを活用した共同経営の導入が必要であることから、本業務では、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（以下「独禁法特例法」という。）」に基づく共同経営スキーム（案）の検討を行うものである。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 履行場所

広島市内一円

5 業務内容

広島市内に乗り入れる公共交通事業（乗合旅客自動車運送事業及び鉄軌道事業のことをいう。以下同じ。）を対象として、以下の項目の検討を実施すること。

(1) 現状の把握及び基礎情報の整理

- ・公共交通事業の事業構造（収支状況、輸送実績等）の整理（系統ごとの輸送実績や収支の整理を含む）
- ・公共交通事業者や関係行政機関等（以下「公共交通事業者等」という。）へのヒアリングによる運賃プールに係る課題抽出及び論点整理

(2) 共同経営スキームのケーススタディーや法的整理

- ・国内外における運賃プール導入事例の調査や研究の実施（運賃プールの手法のみならず、導入に至った背景や目的、公共交通に対する公的セクターの関与の在り方の整理を含む）
- ・PFが作成するバス路線の再編パターン（共同運行や等間隔運行、フィーダー化等）を基に、実車キロや運行時間などの複数の配分手法により運賃プールのシミュレーション（配分手法の組合せによるものも含む）を行うとともに、再編パターンごとに適用が可能な配分手法を整理する。また、運賃プールの適用に当たっての前提条件や利便性の維持方策、法的・財務的な留意点、関係者間のリスク分担の在り方等を整理するとともに、これらを踏まえて運賃プールの配分方法に係る助言を行う。
- ・共同経営の実施に向けて、検討段階に応じた「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）」等の法令上の課題の整理や、協議・検討プロセスにおける透明性の確保や調整主体（改正後の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に創設される連携促進団体を含む）に係る検討、また、これらに配慮した事業者間での協議方法等を整理する。

(3) 公共交通事業者等との協議に係る支援

公共交通事業者等との協議スケジュールや協議資料の作成、協議への同席、議事録の作成等を行う。なお、公共交通事業者等との協議は、業務期間中に6回程度を見込んでいる。

(4) 弁護士相談

「5(2)共同経営スキームのケーススタディーや法的整理」の実施に当たり、法的解釈が必要な事項について、適宜弁護士へ相談すること。また、相談結果（相談事項や法的助言の概要等）を書面で整理し、提出すること。

なお、弁護士は独禁法分野等に精通した者を、発注者と相談の上、選定すること。

(5) 打合せ協議

業務着手時、中間時（3回）、成果品作成時の打合せを基本とする。

6 業務スケジュール

内容	令和 8 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
現状の把握及び基礎情報の整理			→	
共同経営スキームのケーススタディー及び法的整理			→	→
公共交通事業者等との協議（WEB を含む）			→	→

7 成果品

- (1) 本業務の実施内容及び成果を委託業務実施報告書（以下「報告書」という。）としてとりまとめること。なお、報告書の作成に当たっては、「独占禁止法特例法の共同経営計画等の作成の手引き 第3版（令和5年10月 国土交通省）」を補足するものとなるよう留意すること。
- (2) 報告書は、印刷物2部及び電子データを納品すること。
- (3) 報告書に使用した図表（JPEG形式又はPNG形式）や分析等のデータについては、協議の上、電子データを納品すること。

8 特記事項

- (1) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、発注者との連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- (2) 受注者は、業務実施内容等で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (4) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
 - ア 再委託する業務の範囲
 - イ 再委託する合理性及び必要性
 - ウ 再委託先の業務履行能力
 - エ 再委託業務の運営管理方法
- (5) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、全て発注者に帰属させること。
- (6) 本業務は、国土交通省の「令和8年度『交通空白』解消パイロット・プロジェクト（第2弾）」（以下「当該プロジェクト」という。）を活用することから、国土交通省が当該プロジェクトの業務を委託する事務局の求めに応じて、精算に係る証拠書類等の提出を求める場合がある。